

2026年7月7日  
株式会社フジテレビジョン

## 当社ドラマ制作に関するご説明

このたびは、当社制作のドラマに関して、報道やSNS上での様々な投稿等を契機として、関係者に対する誹謗中傷や、憶測・事実誤認に基づく情報発信が広がった結果、主演を務めたお二人の俳優に対して、多大なるご負担とご心労をお掛けする現状となっていることについて、当社としてお詫び申し上げます。

当社は、本件ドラマに関して、「フジ・メディア・ホールディングスグループ人権方針」に則って制作に当たるとともに、本件が発生した当初より、外部弁護士による両俳優・両事務所関係者・ドラマ制作関係者に対するヒアリングを含む事実確認を実施してまいりました。これまでは、関係者のプライバシーや名誉に関わる事項を含むことから、当社として公の場で詳細な経緯を説明することを控えてまいりましたが、当社としては、これ以上の二次被害を防止するにあたっては、本件に関する事実関係や当社の対応について正確にお伝えすることが必要であると判断いたしました。そのため、外部弁護士による調査結果を踏まえ、関係者の権利・利益に十分配慮しながら、必要かつ可能な範囲で、これまでの経緯についてご説明いたします。

### 1. 出演に至るまでの確認・共有について

当社プロデューサーは、女性俳優に本件への出演をオファーした際に、女性俳優側から、過去の経験を踏まえ、キスシーンやベッドシーン等の場面がある場合には、事前に相談の上、インティマシーコーディネーター等の専門家に関与させることが出演の条件であると伝えられるとともに、日常動作に伴う接触は問題ないとの説明を受けました。当社は、女性俳優の過去の経験の詳細については承知しておりませんが、当該申し入れが女性俳優のプライバシーに深く関わる事項であることを認識し、必要な配慮を行うべきものとして受け止め、本作においてはキスシーンやベッドシーン等は想定されていない旨を説明いたしました。その上で、今後、台本上懸念がある点が生じた場合には随時協議を行い、必要な対応を講じることを確認し合いました。

その後、当社プロデューサーは、女性俳優側に対し、演技上の配慮に関する事項を男性俳優側にも共有すべきか確認したところ、女性俳優の所属事務所からは当社に判断を委ねる旨の回答がありました。

これを受け、当社は、男性俳優の所属事務所に確認すべく、男性俳優のマネージャーに対し、女性俳優側から共有された内容を伝えた上で、これらの事情については男性俳優本人に

も伝えた方がよいのではないかと申し入れました。これに対し、男性俳優のマネージャーからは、状況は理解したものの、男性俳優本人のドラマへの意欲が高く、当該事情を伝えると男性俳優の演技に影響が生じかねないため、本人の耳には入れない方がよいとの意向が示されました。当社プロデューサーとしても、女性俳優のプライバシーに深く関わる内容と認識していたこと、本作ではキスシーンやベッドシーン等は想定されておらず、日常動作に伴う接触は問題ないとのことであったこと、また、今後、台本上懸念がある点が生じた場合には必要な調整を行うことを前提としていたことなどから、男性俳優本人に共有するかどうかについて男性俳優の所属事務所側の意向を尊重いたしました。

その後、当社側では、こうした状況について、番組プロデューサー・監督陣などに対し、必要な範囲で共有し、連携を密にする点を確認し合いました。

## 2. 撮影時の配慮事項の共有及び調整について

その後、2026年3月22日に行われた車内での撮影において、台本上明示されていなかった形で男性俳優が女性俳優の顔に触れる場面がありました。このことについて、女性俳優側や当社が、このときの男性俳優の接触を問題視しているかのような報道やSNSでの発信が多数見受けられますが、事実と異なります。女性俳優側は、このときの男性俳優の接触をセクシャルハラスメントであるとは受け止めておりません。また、当社としても、女性側の受け止めも踏まえて、この時の男性俳優の接触をセクシャルハラスメントとして問題視するものでもありません。もっとも、それまでの撮影を通じて、男性俳優には、アドリブでの身体接触がある演技や他者との距離感が近いと感じた場面もあったため、女性俳優の所属事務所社長から、当社プロデューサーに対して、演技上の配慮に関する事項を男性俳優側に伝えているかの確認がなされました。当社プロデューサーが、男性俳優の所属事務所には伝えているが、男性俳優のマネージャーからは本人の耳には入れない方がよいとの意向が示されたこともあり、男性俳優本人には伝わっていない可能性があることを説明したところ、女性俳優の所属事務所社長からは、当初申し入れた内容を男性俳優に伝えるよう要請がありました。

これを受け、当社プロデューサーは、その日のうちに、男性俳優のマネージャーに対し、従前共有していた配慮事項を男性俳優本人にも共有する必要があると伝えました。当社プロデューサーは、当該プロデューサーと男性俳優のマネージャーのどちらから男性俳優本人に伝えるのがよいかについて、当該マネージャーと相談したところ、当該マネージャーからは、当社プロデューサーから男性俳優本人に伝えてもらいたいとの意向が示されました。そのため、当該プロデューサーは、翌23日の朝に、男性俳優本人に対し、女性俳優側から当初申し入れがあった内容を伝えました。

その後、男性俳優から、演技する上で、どの範囲の身体的接触であれば問題がないのかについて女性俳優本人に直接確認したいとの申し出があったため、当社プロデューサーは、女

性俳優の所属事務所社長も交えた形で協議することを提案いたしました。しかしながら、その協議の場が整う前に、男性俳優が女性俳優と二人きりで話したいとして女性俳優の楽屋を訪れたとの連絡が入りました。女性俳優の楽屋には、男性俳優と女性俳優のほかに、女性俳優の現場マネージャーも同席していましたが、その場で、男性俳優から女性俳優に対し、「演技に制限があるのであれば事前に言うべきである」旨の発言があったとのこと。

その後、女性俳優からの申し出もあって、男性俳優、女性俳優、女性俳優の所属事務所社長・現場マネージャー、当社プロデューサーを交えた形で、改めて話し合いの場を設け、事前の承諾が必要な身体的接触の範囲について確認し合い、合意に至りました。ここまでの一連の経緯については、この段階で、当社コンプライアンス部門にも報告されています。

### 3. その後の環境調整及び関係者への対応について

前記の話し合いにより一定のルール確認がなされてから約2週間後の4月8日に、男性俳優が、再度女性俳優の楽屋を一人で訪れ、俳優活動に関する自身の考えを伝える場面がありました。男性俳優としては、完成したドラマ映像の出来の良さに感動し、女性俳優とのわだかまりを解消したいと考え、女性俳優の楽屋を訪問したとのこと。その際、男性俳優は女性俳優に対して、あなたの過去の被害は不幸なことだけれども、と前置きした上で、女性俳優が身体的接触に制約があることは事前に言うべきであったこと、男性俳優の友人にも相談したところ友人も女性俳優の方がおかしいという意見であったこと、また、演技の相手役に対し身体的接触に関する一定の制約を設けるのであれば俳優の仕事をするべきではなく、夫婦役の出演の依頼があってもこれを受けるべきではないと考えていることなどを伝えました。その場には、女性俳優と男性俳優のほかに、番組スタッフ1名が居合わせていましたが、女性俳優は、男性俳優の訪問が突然であったことと、その発言の内容や口調の強さに激しく動揺し、しばらくの間、女性俳優は涙が止まらない状態になりました。

上記楽屋でのやり取りを受けて、当社コンプライアンス部門は、速やかに外部の弁護士に対し、事実関係の確認及び環境調整を依頼いたしました。当該弁護士は、当事者及び関係者へのヒアリング等を実施した上で、男性俳優の発言内容に加え、両俳優の関係、発言がなされた経緯や状況、口調の強さ等の発言態様を総合的に考慮し、男性俳優が、女性俳優の過去の経緯を知りながら、女性俳優の俳優活動の継続にまで言及する発言を行ったことや、女性俳優は男性俳優の発言を受けて涙が止まらずに撮影に支障をきたす状況に陥るほど強いショックを受けたことを重く見て、男性俳優の一連の言動は女性俳優に受忍限度を超える精神的負荷を与えるものであり、女性俳優側に非はなく、ハラスメントと評価されるとの見解を示しました。人権尊重を最優先に考える当社としては、外部弁護士の見解を踏まえて、男性俳優の言動を問題であると判断し、その後の対応に当たることいたしました。

当社は外部弁護士の助言も踏まえ、関係者間の接触方法や連絡方法について調整を行い、男性俳優に対しては、女性俳優への連絡は女性俳優の所属事務所社長又は当社プロデュー

サーを通じて行うこと、演技以外での女性俳優への接触を必要最小限とすること等の環境調整を実施しながら、撮影を継続いたしました。当社としては、撮影の中止についても選択肢として具体的に用意していましたが、女性俳優からは作品及び制作関係者のためにも強い責任感から撮影を継続しようとする意思が示されていたこと、また、男性俳優が当社側に対して、制約下での演技を続けることは承服できないといった意向が示されることは何度もあり、男性俳優の所属事務所とも話をしていましたが、その都度、男性俳優も思い直すなどしていたことから、撮影を中止するまでの判断には至らなかったものです。

その後、当社は、男性俳優が本件に関する情報を口外する懸念を抱いたことから、2026年5月25日になって、男性俳優の所属事務所に対し、男性俳優が撮影終了後もプライバシーに関する情報の開示、誹謗中傷その他相手方の名誉又は人格を害する言動を行わないよう、文書により申し入れを行いました。一方、当社は、女性俳優及びその所属事務所に対し、一連の対応についての謝罪をするとともに、調査及び環境調整を目的として起用した弁護士とは別の法律事務所に所属する弁護士に相談しながら、男性俳優側と女性俳優側との間において一定の解決が図られるよう、両者間の協議の仲介にも努めてまいりました。この協議の過程では、男性俳優側から女性俳優側に対して、謝罪したいとの意向が示されましたが、最終的な合意に至らない中で、本件が報道により公となりました。

#### 4. 最後に

このたびは、当社ドラマ制作に関する一連の報道等により、出演者の皆様、制作関係者の皆様、視聴者の皆様をはじめ、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。当社は、本件に関し、関係者間の情報共有、配慮事項の確認・調整、撮影継続に係る判断等、当社の制作側としての対応について厳しいご意見があることを真摯に受け止めております。ドラマ制作の場を預かる立場として、関係者の心理的負担を可能な限り軽減し、安全に制作へ参加できる環境を確保することは当社の責任でありました。当社として一定の環境調整を実施したものの、関係者の負担を十分に軽減することができなかったこと、また、当事者間の関係の修復に至らなかったことについて、心苦しく思っております。特に、主演を務めたお二人の俳優に対して、多大なるご負担とご心労をお掛けする事態となっていることについては、これまで個別にお詫びと説明を行ってまいりましたが、改めて、この場をお借りして、深くお詫び申し上げます。

これまでも、当社は、制作部門における階層別のコンプライアンス研修の実施をはじめ、各ドラマ制作現場においても、ハラスメント防止及び人権尊重に関する研修(リスペクト研修)の必須化や(本件ドラマでも実施)、コンプライアンス相談窓口案内の台本への掲載を通じて、安心して創作活動に参加できる環境づくりに努めてまいりました。今回の件を受けて、当社は、これらの取り組みを強化してまいります。また、制作現場における情報共有、配慮事項の確認、相談体制及び再発防止策の在り方についても、継続的に見直しを行ってまいり

ます。

最後になりましたが、当社は、本件に関する報道を契機として、関係者に対する誹謗中傷や憶測・事実誤認に基づく情報発信が広がっている状況について深く憂慮しております。関係者のプライバシー及び尊厳は最大限尊重されるべきものであり、こうした誹謗中傷や憶測・事実誤認に基づく情報発信は厳にお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

当社としては、作品を通じて皆さまに楽しみや感動をお届けしたいと願っており、これ以上、対立や傷つけ合いが広がる状況を望んでおりません。また、両俳優・両事務所との良好な関係を維持したいという思いには何ら変わりがなく、両俳優・両事務所との話し合いを継続し、本件の解決を目指してまいります。

以上